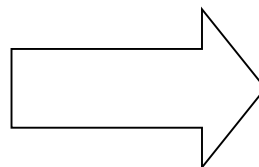


賦課方式の統一に係る今後の対応案等について

1 賦課方式の統一に係る対応案

[現行例] 徴収すべき保険料総額：7億円

4 方 式	応能割 [58%]	所得割	50%
		資産割	8%
	応益割 [42%]	均等割	29%
		平等割	13%



[見直し例] 徴収すべき保険料総額：7億円

2 方 式	応能割	所得割	<u>65%</u>
	応益割	均等割	<u>35%</u>

○子育て世帯数や単独高齢者世帯数等の各市町村における様々な実情を踏まえ、所得割と均等割の割合を変更すること等により、被保険者間の負担のバランスを考慮する対応が考えられる。

(今後、各市町村で実施するシミュレーションの際に検討する事項の一つ。)

2 世帯員数が多い世帯の負担軽減に向けた今後の対応等

○本県では「子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入」について、毎年度、国に要望しているところ。

○令和2年5月29日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、子育てに関する経済的支援の一つとして「子どもの数に応じた国民健康保険料の負担軽減を行う地方公共団体への支援などを着実に実施する」ことが明記された。

本県としては、今後、国の来年度予算案の動向等について注視し、本大綱で明記された施策の着実な実施に向けた要望等、必要な対応をすることとしたい。

3 国保財政の運営主体としての責務

○財政的インセンティブの獲得

- ・超高齢・少子化社会を迎えている中，県では，疾病予防・健康づくりを推進するため，今年度から拡充された保険者努力支援交付金のさらなる増額※を目指し，9月補正にて新規事業を立ち上げる予定。

※保険者努力支援交付金（公費負担）を増やすことにより，国保事業費納付金，ひいては各市町村が被保険者から徴収する国保料（税）を減らすことが可能。

○医療費適正化のさらなる推進

- ・併せて，国保財政の運営主体としての責務を果たすため，保険給付の点検の充実強化※や後発医薬品の普及促進等，保険給付や医療費の適正化の取組を推進していく。

※柔道整復師施術療養費に係る支給申請の県による一括点検の実施：平成30年度～

あん摩マッサージ指圧，はり・きゅう療養費に係る支給申請の県による一括点検の実施：令和3年度～